

福井県

漁港番号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年 月 日	備 考
2510010	浜坂	ハマサカ	1	あわら市	あわら市	北 潟					S28.12.23		
2510020	梶	カヅ	1	坂井市	坂井市	雄 島		◎			S29.7.12		
2510030	崎	サキ	1	坂井市	坂井市	雄 島		○			S29.7.12	H3.12.7	
2510040	安島	アントウ	1	坂井市	坂井市	雄 島		○			S27.10.21	H3.11.13	
2510050	長橋	ナガハシ	1	福井市	福井市	福 井 市					S27.10.21	S35.2.25	
2510060	菅生	スゴウ	1	福井市	福井市	福 井 市		◎			S27.10.21	S35.2.25	
2510070	鮎川	アユカワ	1	福井市	福井市	福 井 市		○			S26.7.28		
2510080	大丹生	オニユウ	1	福井市	福井市	福 井 市		○			S28.5.28	S35.2.25	
2510090	大味	オオミ	1	福井市	福井市	越 廻		◎			S27.10.21		
2510100	居倉	イクラ	1	福井市	福井市	越 廻		○			S28.5.28	S48.6.15	
2510110	左右	ソウ	1	丹生郡越前町	越前町	越 前 町					S28.5.28		
2510120	玉川	タマガワ	1	丹生郡越前町	越前町	越 前 町		○			S27.10.21		
2510140	茂原	モハラ	1	丹生郡越前町	越前町	越 前 町					S27.10.21		
2510145	白浜(城崎)	シラハマ(シロサキ)	1	丹生郡越前町	越前町	越 前 町		○			S26.7.28	S29.7.24	
2510147	米の浦	コメウラ	1	丹生郡越前町	越前町	越 前 町		○			S27.7.29	H13.3.22	
2510150	糠	ヌカ	1	南条郡南越前町	南越前町	河 野 村		◎			S27.1.12	H17.2.25	
2510170	河野	コウノ	1	南条郡南越前町	南越前町	河 野 村	2	◎			S27.1.12	H17.2.25	
2510180	浦底	ウラソコ	1	敦賀市	敦賀市	敦 賀 市	3		○		S27.10.21	S35.2.25	
2510190	立石	タテイシ	1	敦賀市	敦賀市	敦 賀 市					S30.10.21		
2510200	白木	シラキ	1	敦賀市	敦賀市	敦 賀 市					S29.7.12	H4.5.19	
2510210	丹生	ニユウ	1	三方郡美浜町	美浜町	美 浜 町					S27.10.21	H2.7.2	
2510220	菅浜	スガハマ	1	三方郡美浜町	美浜町	美 浜 町		○			S27.10.21	H2.3.5	
2510230	坂尻	サカヅリ	1	三方郡美浜町	美浜町	美 浜 町		◎			S35.9.20		
2510240	常神	ツネガミ	1	三方上中郡若狭町	若狭町	若 狭 三 方		◎			S27.10.21	S63.2.13	
2510250	神子	ミコ	1	三方上中郡若狭町	若狭町	若 狭 三 方		○			S29.7.12	H2.1.18	
2510260	小川	オガワ	1	三方上中郡若狭町	若狭町	若 狭 三 方		○			S27.10.21	S63.2.13	
2510270	塩坂越	シヤクシ	1	三方上中郡若狭町	若狭町	若 狭 三 方		○			S27.10.21	S63.6.6	
2510275	世久見	セクミ	1	三方上中郡若狭町	若狭町	若 狭 三 方		○			S28.5.28	S52.2.17	
2510290	田烏	タカラス	1	小浜市	小浜市	小 浜 市		◎			S27.10.21		
2510300	内外海	ウチミ	1	小浜市	小浜市	小 浜 市	3	◎			S34.12.15		
2510310	本郷	ホンゴウ	1	大飯郡おおい町	おおい町	大 島		◎	○		S27.10.21		
2510320	犬見	イヌミ	1	大飯郡おおい町	おおい町	大 島			○		S27.10.21	S62.3.25	
2510340	小黒飯	オグレイ	1	大飯郡高浜町	高浜町	若 狭 高 浜		○			S27.10.21		
2510350	音海	オトミ	1	大飯郡高浜町	高浜町	若 狭 高 浜	2	○	○		S27.1.12	S35.11.25	
2510360	上瀬	ウラセ	1	大飯郡高浜町	高浜町	若 狭 高 浜	2	○			S27.10.21	H2.7.13	
2520010	鷹巣	トカス	2	福井市	福井県	福 井 市					S27.1.12	S30.7.20	
2520020	白浜(国見)	シラハマ(クニミ)	2	福井市	福井市	福 井 市		◎			S27.1.12		
2520030	菜崎	グミザキ	2	福井市	福井県	越 廻		○			S26.7.28	H17.1.7	
2520065	甲楽城	カブラキ	2	南条郡南越前町	南越前町	河 野 村					S26.7.28	H17.4.8	
2520070	早瀬	ハヤセ	2	三方郡美浜町	福井県	美 浜 町		○			S27.1.12		
2520080	日向	ヒルガ	2	三方郡美浜町	福井県	美 浜 町		○			S28.3.5	S58.9.12	
2520087	大島	オオシマ	2	大飯郡おおい町	おおい町	大 島		◎			S27.10.21	S52.2.17	
2520090	高浜	タカハマ	2	大飯郡高浜町	福井県	若 狭 高 浜	2	○			S26.7.28	H6.4.12	
2530010	小浜	オハマ	3	小浜市	福井県	小 浜 市		○			S26.7.28	S55.5.6	
2540010	越前	エチゼン	4	丹生郡越前町	福井県	越 前 町		◎			S26.7.28	S52.1.21	

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。

福井県

- 備考欄の「離島」は離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美諸島に所在する漁港を表す。